

太田市101歳以上高齢者誕生日祝記念品贈呈に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太田市の住民である年齢満101歳以上の高齢者に対し、記念品を贈呈し、長寿を祝い、多年にわたる尽力に感謝するとともに、本人の長寿を支えている家族に対してもその功績を顕彰し、家族の融和と敬老思想の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 記念品は、誕生日現在において年齢満101歳以上を迎えた者であって、本市の住民基本台帳に引き続き5年以上記録されているものに贈呈する。

(記念品の額)

第3条 記念品は、1万円以内で予算の範囲内のものとする。

(記念品の贈呈方法)

第4条 記念品は、太田市金券取扱要綱（平成17年3月28日太田市制定）に定める太田市金券によることができる。

(記念品の贈呈日)

第5条 記念品は、対象者の誕生日から14日以内に贈呈する。

(譲渡等の禁止)

第6条 記念品を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 前項に違反した場合は、市長は、記念品の贈呈を停止するものとする。

(所在不明の不支給)

第7条 市長は、記念品の贈呈を受ける者の所在が判明しないときは、記念品を贈呈することができない。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月4日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。）に基づき本市の外国人登録原票に登録されていた者であって、施行日から引き続き住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第2条の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き旧外国人登録法に基づき本市の外国人登録原票に登録されていた期間を住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に登録されている期間に通算する。